

介 護 老 人 福 祉 施 設

利 用 契 約 書

社会福祉法人 七日会

特別養護老人ホーム せんだい郷六の杜

介護老人福祉施設契約書

様(以下、「利用者」といいます)介護老人福祉施設せんだい郷六の杜(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護老人施設サービスについて、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了時の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条(施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員及び生活相談員に行わせます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及び達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて、施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明します。

第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定められた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、【車椅子やベッドに胴衣や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車椅子テーブルを必要以上つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法】身体的拘束を行いません。

第5条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に係る記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者の個人記録については、『個人情報の保護に関する法律』にもとづき、事業者で定めた個人情報保護規定にそって、申し出により開示を行う事ができます。

第7条（料金）

- 1 入居者様は、サービスの対価として【料金一覧表】に定める利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付けて、翌月20日に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌々月5日に（口座引落とし）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書等で通知する事により、利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 6 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 7 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（15日間の予告期間をおいて）文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ②利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③利用者又はその家族等が、事業者やサービス従事者又は他の入居者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合
 - ④やむを得ない事由により施設を閉鎖又は縮小する場合
 - ⑤自宅介護又は他施設利用が望ましいと判断される場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で自立又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当していた場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 他の介護保険施設に入居した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第9条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者及び家族の希望、利用者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその 家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを 尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

日

契約者氏名

事業者

【代表者名】 施設長 佐々木 司 印

利用者

【住所】

【氏名】

印

(身元引受人)

【住所】

【氏名】

印

(連帯保証人)

【住所】

【氏名】

印

附 則

この契約は平成24年7月1日から施行

附 則

平成26年4月1日から一部改訂

附 則

平成27年4月1日から一部改訂

附 則

平成27年8月1日から一部改訂

附 則

平成29年4月1日から一部改訂

附 則

平成30年4月1日から一部改訂

附 則

令和 7 年 6 月 1 日から一部改訂

附 則

令和 1 年 10 月 1 日から一部改訂

附 則

令和 3 年 4 月 1 日から一部改訂

附 則

令和 3 年 8 月 1 日から一部改訂

附 則

令和 4 年 10 月 1 日から一部改訂

附 則

令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂

附 則

令和 6 年 8 月 1 日から一部改訂

【契約書別紙】

○担当者(生活相談員及びケアマネージャー)

○サービスの内容

居室 全室個室

食事 朝食 8:00～
昼食 12:00～
夕食 17:30～
原則、各ユニットにておとりいただけます。

入浴 介助浴・機械浴があり、状態にあったお風呂に週2回入浴して頂けます。健康状態により、清拭となる場合があります。

介護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、ベットメイキング、施設内の移動の付き添い等

機能訓練・マッサージ
リハビリテーション担当職員によって、リハビリテーションスペース・居室で機能訓練等を行います。

生活相談 生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも相談できます。

健康管理 施設では、年1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。
また、毎週2回に医師による診察を受けることができます。

栄養管理 利用者の栄養状態を把握し、栄養ケア計画を立案。利用者の健康を栄養面から管理いたします。

理美容サービス 当施設では、月に1回、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。

行政手続代行 行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員に申し出ください。
ただし、手続きに係る経費は、その都度お支払いいただきます。

日常費用支払代行 介護以外の日常生活に係る諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。
サービスご利用に際しては、別途契約となります。

個別外出費用 個人的な外出につきましては、30分以内千円、それ以降30分ごとに千円が加算されます。外出については市内限定となります。（配車やスタッフ人員などの都合上お断りする場合がございます）

レクリエーション 当施設では、年に数回の利用者交流目的の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、毎月の月間予定表をご覧ください。（食事行事、年間行事は別紙参加同意書にて参加の希望を頂きます）

○ 料金

① 基本料金

・施設利用料（介護保険1割負担分、2割負担分、3割負担分）（新規入所の方のみ安全対策体制加算20単位/回）
精神科医療養指導加算：5単位/月・個別機能訓練加算Ⅰ：12単位・サービス提供体制強化加算Ⅱ：18単位・看護体制加算ⅠⅡ：4単位・夜勤職員配置加算ⅡⅡ：18単位・科学的介護推進加算Ⅰ：40単位/月
個別機能訓練加算Ⅱ：20単位/月・職員処遇改善加算Ⅰ（総単位数×12.6%）・認知症チーム推進加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ

要介護区分	1割負担/日	2割負担/日	3割負担/日
要介護度1	730円	1,460円	2,190円
要介護度2	820円	1,640円	2,460円
要介護度3	897円	1,794円	2,691円
要介護度4	970円	1,940円	2,910円
要介護度5	1,041円	2,082円	3,123円

※ 上記料金表は介護職員処遇改善加算など総単位数で計算が必要な項目と月単位の加算は含まれず一日単位での算定による料金表となります。

※ 上記加算は、今後体制等の状況により、該当しない場合があります。

※ 入居後30日以内に限り、上記料金に31円割り増しとなります。また30日を越える医療機関への入院後に再び入居した場合、30日を越える外泊から帰園された場合も同様です。

※ 入居期間中に入院、又は、居宅に外泊した場合は、ひと月に6日（最大12日）を限度として、上記の施設利用料に替えて、1日あたり253円の負担となります。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、施設利用料の負担となります。

※ 療養食加算、若年性認知症入居者受入加算、経口関係加算、看取り介護加算サービス提供体制強化加算等、介護保険法に準じた加算が該当する場合、別途加算料金がかかります。

※ 上記は、2024.4.1現在のものです。職員配置等の変更により、料金の変更の可能性がありますので、詳しくは施設へ問い合わせ下さい。

・居住費

水道光熱費及び設備費及び建物修繕費を含みます。

※ 入院又は外泊された場合も徴収させて頂きます。

但し、利用者負担段階の第1,2,3段階対象の方はひと月に6日（月をまたぐ場合最長12日間）は補足給付の対象になります。補足給付対象外時は第4段階料金の徴収となります。（2,560円/日）

第1段階	880円/日
第2段階	880円/日
第3段階①	1,370円/日
第3段階②	1,370円/日
第4段階	2,560円/日

・食 費

第 1 段 階	300 円／日
第 2 段 階	390 円／日
第 3 段階①	650 円／日
第 3 段階②	1,360 円／日
第 4 段 階	1,600 円／日

但し、栄養補助食品にかかる費用は自己負担とさせていただきます。

・日用品費

利用者、家族の状況に合わせ、日用品のパックの選択を行う事が出来ます。

以下の物品に関しては、パック①、②、③に入っている物です。

＊バスタオル、タオル、フェースタオル、食事用お絞り、ドライシャンプー、ハンドソープ、保湿剤、入浴剤、ハミンググット、舌ブラシ、うがい用コップ、ティッシュ、ウエットティッシュ、ペーパータオル、消臭・芳香剤、嗜好飲料、トロミ剤、その他

・パック① 270 円／日 ＊物品+歯ブラシ、歯磨き粉、ポリデント、義歯ケース。

・パック② 260 円／日 ＊物品+歯ブラシ、ポリデント、義歯ケース。

・パック③ 250 円／日 ＊物品+歯ブラシ、歯磨き粉。

★パック①～③は利用者の口腔ケアの状態により選択して下さい。

・選択されるパック ()

(2) その他の料金

①特別メニュー 実費徴収させていただきます。

②クラブ参加費 実費徴収させていただきます。

③外出行事参加費 実費徴収させていただきます。

その他として、外出時入園料等（付き添い者分含）・飲食代は、利用者負担とさせていただきます。

④預かり管理手数料 印鑑・通帳・カード等の貴重品 100 円/日*入院や外泊時も徴収させていただきます。

⑤送迎付き添い費 3000 円 入居時や入居前からの定期通院時の付き添い送迎

○緊急時の対応

・体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先 氏 名	
住 所	〒
電話番号	
続 柄	

料金一覧表 (1割負担)

基本料金 (1ヶ月/30日計算)

要介護度	介護報酬 1割負担額	利用者負担 限度額区分	食費	居住費	1ヶ月(30日) あたりの利用料
要介護1	25,485円	第1段階	300円/日	880円/日	60,885円
		第2段階	390円/日	880円/日	63,585円
		第3段階①	650円/日	1,370円/日	71,385円
		第3段階②	1,360円/日	1,370円/日	107,385円
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	151,285円
要介護2	27,641円	第1段階	300円/日	880円/日	63,041円
		第2段階	390円/日	880円/日	65,741円
		第3段階①	650円/日	1,370円/日	73,541円
		第3段階②	1,360円/日	1,370円/日	109,541円
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	152,441円
要介護3	30,234円	第1段階	300円/日	880円/日	65,634円
		第2段階	390円/日	880円/日	68,334円
		第3段階①	650円/日	1,370円/日	76,134円
		第3段階②	1,360円/日	1,370円/日	112,134円
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	155,034円
要介護4	32,690円	第1段階	300円/日	880円/日	68,090円
		第2段階	390円/日	880円/日	70,790円
		第3段階①	650円/日	1,370円/日	78,590円
		第3段階②	1,360円/日	1,370円/日	114,590円
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	157,490円
要介護5	35,076円	第1段階	300円/日	880円/日	70,476円
		第2段階	390円/日	880円/日	73,176円
		第3段階①	650円/日	1,370円/日	80,976円
		第3段階②	1,360円/日	1,370円/日	116,976円
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	159,976円

※上記の介護報酬1割負担額の中には、看護体制加算、夜間職員配置加算、個別機能訓練体制加算（ⅠⅡ）、精神科医師療養指導加算、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、施設処遇改善加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅰ、認知症チーム推進加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱの1割を含んでいますが、今後の体制等により該当しない加算や新たに算定する加算は発生した場合は、上記の金額に変動があります。

※上記の他に、入居から30日間、又は30日を超える入院若しくは外泊後に施設に戻った場合は、その30日間、初期加算として1日あたり31円をいただきます。

※入居期間中に入院、又は居宅等への外泊をした場合、一月に6日（月を跨ぐ場合、最大12日間）を限度とし、上記の介護報酬1割負担額とは別に、1日あたり252円をいただきます。

※若年性認知症入居者受入加算、療養食加算、看取り介護加算に該当する場合には、上記の介護報酬1割負担の他に、これらの加算の1割分を負担いただきます。

◎その他の利用料

- ・理美容-各フロアごとに1回/月予定。カット1,700円、顔そり550円、パーマ6,600円、カラー&カット6,800円、パーマ&カラー&カット11,000円
- ・日用品等-利用者様が日常生活を送る上で使用する日用品等について費用がかかります。※契約書を参照
- ・行事食-「行事食年間予定表及び承諾書」を参照してください。
- ・クリーニング-実費負担（通常の洗濯は施設対応で施設負担となります）
- ・医療費・薬剤費-実費負担（医療保険適用及び適用外の費用も含む）

料金一覧表 (2割負担)

基本料金 (1ヶ月/30日計算)

要介護度	介護報酬 2割負担額	利用者負担 限度額区分	食費	居住費	1ヶ月(30日) あたりの利用料
要介護1	50,970円				
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	175,770円
要介護2	55,283円				
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	180,083円
要介護3	60,469円				
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	185,269円
要介護4	65,380円				
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	190,180円
要介護5	70,152円				
		第4段階	1,600円/日	2,560円/日	194,952円

※上記の介護報酬1割負担額の中には、看護体制加算、夜間職員配置加算、個別機能訓練体制加算（ⅠⅡ）、精神科医師療養指導加算、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、施設処遇改善加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅰ、認知症チーム推進加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱの2割を含んでいますが、今後の体制等により該当しない加算や新たに算定する加算は発生した場合は、上記の金額に変動があります。

※上記の他に、入居から30日間、又は30日を超える入院若しくは外泊後に施設に戻った場合は、その30日間、初期加算として1日あたり約62円をいただきます。

※入居期間中に入院、又は居宅等への外泊をした場合、一月に6日（月を跨ぐ場合、最大12日間）を限度とし、上記の介護報酬2割負担額とは別に、1日あたり約504円をいただきます。

※若年性認知症入居者受入加算、療養食加算、看取り介護加算に該当する場合には、上記の介護報酬2割負担の他に、これらの加算の2割分を負担いただきます。

◎その他の利用料

- ・理美容-各フロアごとに1回/月予定。カット1,700円、顔そり550円、パーマ6,600円
カラー&カット6,800円、パーマ&カラー&カット11,000円
- ・日用品等-利用者様が日常生活を送る上で使用する日用品等について費用がかかります。※契約書を参照
- ・行事食-「行事食年間予定表及び承諾書」を参照してください。
- ・クリーニング-実費負担（通常の洗濯は施設対応で施設負担となります）
- ・医療費・薬剤費-実費負担（医療保険適用及び適用外の費用も含む）
- ・その他-衣類、利用者様個人の嗜好品等の購入等については実費負担となります。

料金一覧表 (3割負担)

基本料金 (1ヶ月/30日計算)

要介護度	介護報酬 3割負担額	利用者負担 限度額区分	食費	居住費	1ヶ月(30日) あたりの利用料
要介護1	76,455 円				
		第4段階	1,600 円/日	2,560 円/日	201,255 円
要介護2	82,925 円				
		第4段階	1,600 円/日	2,560 円/日	207,725 円
要介護3	90,704 円				
		第4段階	1,600 円/日	2,560 円/日	215,504 円
要介護4	98,071 円				
		第4段階	1,600 円/日	2,560 円/日	222,871 円
要介護5	105,228 円				
		第4段階	1,600 円/日	2,560 円/日	230,028 円

※上記の介護報酬1割負担額の中には、看護体制加算、夜間職員配置加算、個別機能訓練体制加算（ⅠⅡ）、精神科医師療養指導加算、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、施設処遇改善加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅰ、認知症ケア推進加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱの3割を含んでいますが、今後の体制等により該当しない加算や新たに算定する加算は発生した場合は、上記の金額に変動があります。

※上記の他に、入居から30日間、又は30日を超える入院若しくは外泊後に施設に戻った場合は、その30日間、初期加算として1日あたり93円をいただきます。

※入居期間中に入院、又は居宅等への外泊をした場合、一月に6日（月を跨ぐ場合、最大12日間）を限度とし、上記の介護報酬3割負担額とは別に、1日あたり約768円いただきます。

※若年性認知症入居者受入加算、療養食加算、看取り介護加算に該当する場合には、上記の介護報酬3割負担の他に、これらの加算の3割分を負担いただきます。

◎その他の利用料

- ・理美容-各フロアごとに1回/月予定。カット1,700円、顔そり550円、パーマ6,600円
カラー&カット6,800円、パーマ&カラー&カット11,000円
- ・日用品等-利用者様が日常生活を送る上で使用する日用品等について費用がかかります。※契約書を参照
- ・行事食-「行事食年間予定表及び承諾書」を参照してください。
- ・クリーニング-実費負担（通常の洗濯は施設対応で施設負担となります）
- ・医療費・薬剤費-実費負担（医療保険適用及び適用外の費用も含む）
- ・その他-衣類、利用者様個人の嗜好品等の購入等については実費負担となります。

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスの関する相談、要望、苦情等は、生活相談員か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0 2 2 - 3 9 5 - 5 6 3 3

担当責任者 施設長 佐々木 司

(受付時間 9時00分～17時30分)

○安全対策担当者

生活相談員 山 尾 智 也

事業者

〈事業者名〉 介護老人福祉施設 せんだい郷六の杜

〈指定番号等〉 0 4 7 5 1 0 3 8 4 2

〈住 所〉 宮城県仙台市青葉区郷六字出戸2番地

〈代表者名〉 施 設 長 佐々木 司 印

〈説明者〉 生 活 相 談 員 小島 拓弥 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

〈利用者氏名〉 印

〈代理人氏名〉 印